

幼児教育の無償化について

1 国の動き(予定)

平成31年 4月 9日	子ども・子育て支援法改正案	衆議院本会議可決
平成31年 4月12日	子ども・子育て支援法改正案	参議院本会議審議入り
(以下、見込み)		
5月以降	法案可決、政省令、関係通知発出	

2 市のスケジュール(案)(※国会、市議会等の状況によって変更可能性有)

平成31年 4月26日	東久留米市子ども・子育て会議	} 幼児教育無償化に伴う制度変更の情報提供および利用者負担額改定案のお示し
平成31年 5月24日	東久留米市子ども・子育て会議	
平成31年 6月	市議会第2回定例会	
	東久留米市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案及び補正予算案提出	
	市ホームページ等で制度周知	
平成31年 7月	各種申請手続き(保護者、施設)	
平成31年 8月	審査・認定事務(市)	
平成31年 9月	各種決定通知書の送付	
平成31年10月	幼児教育無償化 制度開始	

3 特定教育・保育施設及び地域型保育の無償化実施方法(概要)

□認定こども園・新制度幼稚園・認可保育所・地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育 等)

①無償化の対象 3～5歳の児童、0～2歳で住民税非課税世帯の児童

②無償化の実施方法 【認可保育所】

認可保育所の利用者負担額は市が保護者から徴収していますが、無償化対象者においてはこれが無償になります。

【認可保育所以外の特定教育・保育施設及び地域型保育事業】

本施設類型に係る利用者負担額は現在施設が保護者から徴収していますが、無償化対象者においてはこれが無償になります。

※3歳から5歳の食材料費の取扱いは、教育・保育共に一部実費負担の方向性が示されております。

※上記以外の施設は、新たな給付制度を活用し無償化を実施します。次回以降ご案内の予定です。

(※本紙は発出日現在での情報を元に作成したもので、今後変更する可能性があります。)

認可保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設・認定こども園(2号児)の利用者負担額表

(単位：円)

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額等（月額）				
階層区分	条件	保育標準時間		保育短時間		
		3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	
B1	ひとり親世帯等で市民税非課税世帯	0	0	0	0	
B2	ひとり親世帯等を除き市民税非課税世帯	1,000	1,500	900	1,400	
C	市民税課税（均等割額のみ）の世帯	ひとり親世帯等	1,100	1,750	1,050	1,700
		ひとり親世帯等以外	2,200	3,500	2,100	3,400
D1	市民税所得割額 55,200円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,250	4,950	4,150	4,850
		ひとり親世帯等以外	8,500	9,900	8,300	9,700
D2	市民税所得割額 63,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,850	5,550	4,750	5,450
		ひとり親世帯等以外	9,700	11,100	9,500	10,900
D3	市民税所得割額 78,000円未満の世帯	77,101円未満の ひとり親世帯等	6,000	7,700	5,900	7,550
		上記以外	14,000	15,400	13,700	15,100
D4	市民税所得割額 105,600円未満の世帯	14,400	16,100	14,100	15,800	
D5	市民税所得割額 126,000円未満の世帯	16,300	20,200	16,000	19,800	
D6	市民税所得割額 144,000円未満の世帯	18,500	23,000	18,100	22,600	
D7	市民税所得割額 159,600円未満の世帯	19,900	25,800	19,500	25,300	
D8	市民税所得割額 170,100円未満の世帯	21,200	28,500	20,800	28,000	
D9	市民税所得割額 182,100円未満の世帯	22,800	30,500	22,400	29,900	
D10	市民税所得割額 230,100円未満の世帯	25,300	32,100	24,800	31,500	
D11	市民税所得割額 260,900円未満の世帯	29,000	37,400	28,500	36,700	
D12	市民税所得割額 278,900円未満の世帯	31,400	41,000	30,800	40,300	
D13	市民税所得割額 299,900円未満の世帯	33,500	44,000	32,900	43,200	
D14	市民税所得割額 347,900円未満の世帯	36,300	48,600	35,600	47,700	
D15	市民税所得割額 398,900円未満の世帯	39,500	53,200	38,800	52,200	
D16	市民税所得割額 398,900円以上の世帯	40,900	55,400	40,200	54,400	

新制度に移行した幼稚園・認定こども園(1号児)の利用者負担額表

(単位：円)

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額等（月額）	
階層区分	条件		
第1階層	生活保護世帯等	0	
第2階層	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000
第3階層	市民税所得割額 77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	3,000
		ひとり親世帯等以外の世帯	10,100
第4階層	市民税所得割額 211,200円以下の世帯	20,500	
第5階層	市民税所得割額 211,201円以上の世帯	25,700	